

## 意見書

平成 20 年 7 月 11 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」(以下、「検証結果(案)」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い致します。

章	意見
総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロケーション等の接続ルール(以下、「接続ルール」という。)については、利用者利便の増進を図るために、NTT 東西殿と接続事業者との同等性を確保し、円滑な接続が実施できるよう講じられている措置と考えます。</li> <li>● これまでも市場の変化等に応じて、適宜、接続ルールが整備されてきたところですが、NTT 東西殿と接続事業者との間の同等性を完全に確保するには、依然として様々な問題が残っています。</li> <li>● 後段でも述べますが、例えば、電柱におけるコロケーション手続きについて、NTT 東西殿は競争セーフガード制度の運用に関する意見等において、電柱を自社利用する場合は申請・契約手続きを行わない旨の意見を述べていますが、一方、接続事業者は、当然のことながら、申請・契約手続きを必要としています。このように、同一会社内で取引されるスキームと異なる会社間で取引されるスキームの差異を接続ルールの整備によって一定程度縮減することは可能ですが、両スキームを完全に一致させることは極めて難しいものと考えます。</li> <li>● さらに、IP 化の進展により、これまで以上に市場の変化のスピードが速まると想定されるため、NTT 東西殿と接続事業者との間にある情報の非対称性等を補うために、時期の同等性を確保することがより一層重要になっています。</li> <li>● これら NTT 東西殿と接続事業者との間の同等性に関する問題を真に解決するためには、</li> </ul>

章		意見
		<p>NTT 殿の構造分離が必須であり、早期に公正な競争環境を整備するためにも、NTT 殿の組織問題に関する議論を 2010 年まで待たずに前倒して議論すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• なお、NTT 殿の構造分離が実現するまでの間も、公正な競争環境を整備していく取り組みは当然必要なため、今回の検証を通じて更なるルール整備を図ることが必要です。</li> <li>• 接続ルールに関する弊社共の詳細意見について、以下に述べさせていただきます。</li> </ul>
2. 検証結果(案)	(1)コロケーションリソース等の保留を要する申込手続	<p>① 局舎コロケーション等に係る申込手続の弾力化 [義務コロケーションスペースの拡大に関する情報開示等について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 昨年 11 月に過剰保留の抑制施策が実施され、その後半年以上経過しましたが、この間の効果の検証に際しては、局舎スペースの空きがない、いわゆる「D ランク」の状態が解消されていない状態がどの程度あったのか、また D ランクの局舎は今後も D ランクの解消の見込みがたたないケースがどの程度存在するのかという観点からも検証していただきたいと考えます。</li> <li>• 局舎スペースの状況が D ランクである期間は、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続できない状態が続くこととなるため、場合によっては、接続事業者のサービス提供に支障が生じることがあると考えます。このため、総務省殿におかれましては、局舎スペースが D ランクであったビルの数や D ランクが継続している期間等について NTT 東西殿に報告させた上で、局舎スペースの空き状況に関する検証を実施していただきたいと考えます。この検証の結果、今後も一定期間 D ランクが解消しないと見込まれる場合は、一般コロケーションスペースの一部を義務コロケーションスペースに切り替える等の義務コロケーションスペースを拡大する方策について検討していただきたいと考えます。</li> <li>• また、局舎コロケーションにおける電力容量の空き情報については、Web 上の接続事業者向け開示情報において今後の設備増設計画に関する情報が事前に開示されているため、仮に</li> </ul>

章	意見
	<p>その時点でDランクであっても、接続事業者において今後の計画が比較的立てやすい環境になっていますが、局舎スペースについては、今後の増床計画等についてNTT 東西殿からの情報開示が一切行われていないため、接続事業者では局舎スペース利用に関する今後の計画をたてることが不可能な状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このため、局舎スペースに係る今後の増床計画に関する情報についても、電力容量に関する増設計画と同様に、Web 上の接続事業者向け開示情報を通じて事前に開示する等、接続事業者において具体的な将来計画を検討可能な環境を整備することにより、利用者への迅速なサービス提供が行えるようにすべきです。</li> </ul> <p>② 中継ダークファイバに係る申込手續の弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中継ダークファイバの利用は、フィルタの有無により必要となる芯線数が異なる場合がありますが、検証結果(案)で報告されているように、現在の中継ダークファイバの申込みは、フィルタの有無別の希望芯線数を考慮した申込みスキームとなっていません。</li> <li>この点に関しては、検証結果(案)によると、接続事業者からの要望を受け、NTT 東日本殿は申込み時に、接続事業者から「フィルタなしの場合は1芯、フィルタありの場合は2芯必要である」ことを明記することで、フィルタ有無に応じた必要な芯線数を提供するといった、運用の準備を進めているとしており、利用の実態に即した望ましい申込手續きに近づくものと考えます。また、NTT 西日本殿においてもこのフィルタ有無に係る柔軟な申込手續きの開始に向けて、準備を進めていただきたいと考えます。</li> <li>なお、この新たな運用は、元々の要望である、「2 芯の申込みを行なった場合でも、フィルタなしの芯線が1芯あったときは、不要となる1芯に係る申込みの撤回を違約金の対象外とすること」に応じる形で実施されるものと理解しており、仮に、接続事業者が「フィルタなしの場合は1</li> </ul>

章	意見
	<p>芯、ありの場合は 2 芯」で申し込んだ場合に、1 芯しか利用しなかったとしても不要となる芯線に対して違約金は一切発生しないものとして整理されるべきと考えます。</p>
	<p>(2) 中継ダークファイバの扱い(WDM装置の設置義務化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の検証結果(案)では、利用申込みに対して提供不可となった事例を中心に検証されているところですが、弊社共はこの検証だけでは不十分であると考えます。</li> <li>● 昨年 3 月の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申」(以下、「接続ルール答申」という。)においては、「全区間の約 4 割は空き芯線がないため新たな利用が不可(06 年 9 月末現在)」と指摘しており、利用可能な中継ダークファイバの不足といった根本の問題が、過剰保留を抑制する措置等を整備したことにより、どのように改善されたかについても併せて検証する必要があると考えます。</li> <li>● 従って、この検証は、前述の(1)局舎コロケーションにおける検証と同様に、過剰保留の抑制措置を実施してからこれまでの間の状況に関する検証に加え、今後の改善見込みに関する分析も行った上で、空き芯線がない状況が改善しないと考えられる原因を特定することが必要と考えます。また、ここで特定された原因に対して、WDM 装置の設置義務化やそれ以外の方策も含め、空き芯線がない状況を解消するための適切な対処方法を検討・実施すべきと考えます。</li> <li>● WDM 装置の設置義務化以外の対処方法としては、例えば、以下のものが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT 東西殿の増設対応時に、接続事業者の需要も一定程度加味して設備を用意する</li> <li>- NTT 東西殿が既に WDM 装置を設置している区間がある場合は、その区間を接続事業者に貸し出す(WDM 装置の既設区間をアンバンドルし、帯域貸しを行う)</li> </ul> </li> </ul> <p>等</p>

章		意見
	<p>(3)電柱におけるコロケーションルールの扱い</p> <p>1)コロケーション手続に関するシステム化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検証結果(案)では、電柱におけるコロケーション手続に関するシステム化を NTT 東西殿において検討しているとありますが、このシステム化に併せて、現在課題となっている以下の①、②についても改善することが適切と考えます。【詳細は添付資料参考 1 を参照】 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在、接続事業者は、紙ベースでの申込や押印書類の提出を行っており、書類の受け渡しや、書類の押印処理に過度な負荷が発生している。</li> <li>② 接続事業者は、NTT 東西殿への添架申請前に、利用意向がある電柱全てについて現地調査を実施しなくてはならないスキームになっており、過度な負荷が発生している。</li> </ul> </li> <li>• なお、これらが改善されると、接続事業者の負荷が軽減されるだけでなく、NTT 東西殿においても、紙ベースでの受付・管理業務が削減されること等による業務効率化のメリットを享受できるものと考えます。このため、システム化に伴う費用が発生するものの、一方で手続等にかかる運営コストの削減が可能になるものと考えます。</li> <li>• 以下に、詳細意見を述べさせていただきます。</li> </ul> <p>[① 添架申請手続きの簡素化について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NTT 東西殿は、競争セーフガード制度の運用に関する意見等において、「当社が自社管路・電柱等を利用する場合も、申請・契約手続きを除き、空きの有無の確認、安全確保のための電柱強度確認、道路占用手続き等必要な手続きを実施しています。」といった、電柱を自社利用する場合は申請・契約手続きを行わない旨の意見を述べており、接続事業者が紙ベースの申込みや押印書類の提出を行っていることと比較すると、NTT 東西殿における自社利用の処理は極めて簡素な手続きになっており、迅速な対応が可能であると言えます。</li> <li>• このような、接続事業者と NTT 東西殿との手続き面での大きな差異を少しでも解消するためには、添架申請の Web 受付化を実現し、紙ベースでの書類の提出や押印処理を原則不要と</li> </ul>

章		意見
		<p>するスキームにすべきと考えます。</p> <p>[② NTT 東西殿からの事前の情報開示について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在、接続事業者は利用意向がある電柱全てに対して現地調査を実施しているところですが、NTT 東西殿は、接続事業者と異なり、建替え等の改修を行わないと利用できない電柱を予め特定できるため、全ての電柱について現地調査を実施する必要がありません。</li> <li>• このように、NTT 東西殿と接続事業者との間で知り得る情報が同等でないことに起因し、申込み時の業務負荷に大きな差が生じています。</li> <li>• 従って、この差異を解消するためには、接続事業者においても、不要な現地調査を実施せずに、利用したい電柱を事前に特定可能な環境を整備することが必要です。具体的には、NTT 東西殿から、改修しないと貸与できない電柱等に関する情報を Web 上等において予め開示させる仕組みを構築すべきと考えます。</li> <li>• なお、紙ベースでの受付・管理業務の削減と同様に、こうした仕組みの構築により、接続事業者側の負荷軽減だけでなく、NTT 東西殿においても、不要な添架申請に関する受付業務や調査を削減することができるといったメリットを享受できるものと考えます。</li> </ul>
	2)NTT東西の電気通信設備との一束化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状、NTT 東西殿は、NTT 東西殿が所有する電柱(以下、「NTT 柱」という。)だけでなく、電力事業者が所有する電柱(以下、「電力柱」という。)においても、単独利用可能な添架ポジション(以下、「NTT ポジション」という。)を確保しています。一方、接続事業者は、NTT 柱及び電力柱共に、電力事業者及びNTT 東西殿を除く通信事業者やCATV等の放送事業者が利用するために設けられている「一般ポジション」でこれらの事業者と共用しています。また、「一般ポジション」と「NTT ポジション」の数は場所によって異なりますが、極端なケースでは、「一般ポ</li> </ul>

章		意見
		<p>ジション」は1つであるのに対し、「NTT ポジション」は複数設置されている電柱もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• このように、接続事業者は、単独利用している NTT 東西殿とは異なり、「一般ポジション」という限られた範囲の中で他の事業者(CATV等の事業者も含む)と共用しながら線路基盤を敷設しているため、接続ルール答申で取りまとめられた「接続事業者が単独で通信線を設置することができないなど、迅速かつ容易に電柱に添架できない場合」が多く発生しています。</li> <li>• また、接続事業者が NTT 東西殿の設備と柱上で接続する場合は、「一般ポジション」から「NTT ポジション」への異なるポジションにまたがる渡りケーブルの設置が必要となるため、工事が煩雑になる等の課題がありますが、接続事業者と NTT 東西殿との一東化が実現されると、この接続が「NTT ポジション」という同一ポジションで実現できるため、工事の簡素化等が図れます。</li> <li>• このため、弊社共は、NTT 東西殿との一東化の実施【詳細は添付資料参考 2 を参照】について申し入れを行い、この運用等の基準について協議していますが、現段階においては、「一般ポジション」における運用等の基準を前提とした弊社共の考えと、既存の「NTT ポジション」における運用等(設備施工、維持、管理等)の基準を前提とした NTT 東西殿の考えを、それぞれ持ち寄った段階にすぎず、現状としては大きな進展はない状況です。</li> <li>• 今後も継続して、NTT 東西殿と弊社共との間で協議を行うことも考えられますが、NTT 東西殿との一東化の実施は、弊社共だけでなく、他の事業者も実施を希望するものと想定されるため、運用等の基準策定の協議をこのまま、NTT 東西殿と弊社共の間のみで進めることは適切でないと考えています。従って、総務省殿におかれましては、公正な線路敷設環境を整えるためにも、NTT 東西殿との一東化を希望する事業者間での合同協議の実現に向けた推進を行っていただきたいと考えます。</li> </ul>

章		意見
	3) 接続事業者のVDSL装置に対するNTT東西のメタルPOIケーブルの延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社共の提供する FTTR サービスは、弊社共の VDSL 装置から NTT 東西殿の第一端子かんまで弊社共でメタルケーブルを敷設して第一端子かんに接続する構成が標準的な構成となっていますが、弊社共がメタルケーブルを敷設するには、「一般ポジション」での接続事業者や CATV 等の放送事業者との一束化が必要になる等、迅速かつ容易にメタルケーブルを敷設することが難しい場合があることや、上記 2) で述べましたように、「NTT ポジション」での一束化の実施について目途がたっていないといった課題があります。また、この標準的な接続構成は、弊社共の VDSL 装置を設置する電柱と NTT 東西殿の第一端子かんが設置されている電柱を利用するため、複数の電柱を利用することになります。</li> <li>● 弊社共は、一束化に係る課題の回避や利用する電柱の削減等の観点から、NTT 東西殿のメタル POI ケーブルの延伸といった、既設メタルケーブルを利用して接続する方法を NTT 西日本殿に申し入れしているところです。【詳細は添付資料参考 3 を参照】</li> <li>● この申し入れに対し、NTT 西日本殿からは、実現する方向で検討するとの回答を得ているところであり、引き続き技術面、運用面、料金面等に関する具体的な接続条件に関する協議を行うこととしています。</li> <li>● 弊社共では、まずは、具体的事例に基づく当事者間の協議を引き続き実施する所存ですが、メタル POI ケーブルの延伸は、NTT 東西殿のボトルネック設備との接続に該当するため、総務省殿におかれましては、その協議状況について注視していただくとともに、最終的には NTT 東西殿に本件に係る接続条件を接続約款に規定させる等のルール整備を行っていただきたいと考えます。</li> <li>● なお、上記 2) で述べました NTT 東西殿の電気通信設備との一束化についてルール整備された場合であっても、全ての電柱で一束化が実施可能とは限らないため、NTT 東西殿との一束化のルール整備とは別に、本件に関するルール整備は必要不可欠なものとなります。</li> </ul>

章		意見
	4) 電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今回の検証結果(案)において、接続事業者からの要望に基づき実施した電柱の改修は2件と報告されていますが、以下に述べるように、接続事業者において事前に電柱の改修要否を判断する材料がないことを考慮すると、この報告件数だけをもって分析を行うことは適当ではないと考えます。</li> <li>• 現在の申し込みスキームでは、NTT 東西殿の添架可否回答において、電柱の改修が必要と回答された場合であっても、改修に係る金額や期間の提示はありません。また、正式申込み以前に電柱の改修に関する見積もりをNTT 東西殿から提示してもらうスキームもなく、接続事業者は電柱の改修に係る金額や期間といった情報を事前に入手することができません。</li> <li>• 従って、実際には、接続事業者において、電柱の改修依頼に関する適切な判断が行えないため、結果としてNTT 東西殿に改修依頼を行わなかったものが多数存在するはずであり、むしろ、NTT 東西殿に改修申込みを行ったケースのほうが稀ではないかと考えます。</li> <li>• このため、検証結果(案)にある電柱の改修実績2件ということだけをもって、電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無に関する検討を先延ばしすることは適当でなく、総務省殿におかれましては、具体的な検討に着手していただきたいと考えます。</li> <li>• さらに、総務省殿におかれましては、電柱の改修が必要と回答した件数や割合等をNTT 東西殿に報告させた上で、電柱の改修に関する実状についてさらに検証していただきたいと考えます。</li> </ul>
	(4) 屋内配線工事のルール化の扱い	<p>[メタル回線の屋内配線工事について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続事業者の依頼に基づきNTT 東西殿が実施するメタル回線の屋内配線工事は、現在、各接続事業者とNTT 東西殿との個別協議の結果に基づく、ビジネススペースで実施されており、</li> </ul>

章	意見
	<p>NTT 東西殿を含む他の事業者と同等の条件で取り扱われているかは不透明な状態となっています。従って、メタル回線の屋内配線工事の提供条件について、透明性及び公平性を確保するために、早急に共通ルールを整備すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタル回線の屋内配線工事に関し、現在、特に弊社共で問題と考えているのは、無効派遣費用の適正性の点です。弊社共に課されている無効派遣費用の設定当初、NTT 東西殿からは、接続約款で規定されている作業単金を基に設定した旨の説明を受けていますが、その後、接続約款における作業単金が値下げされているにも係らず、これまで無効派遣費用の見直しは実施されていません。また、こうした状況を踏まえ NTT 東西殿に費用算定に関する情報開示を求めましたが、いまだに十分な回答を得ることができていない状態にあります。</li> <li>従って、共通ルールの整備にあたっては、無効派遣費用をはじめとした、各種費用の妥当性を接続事業者が検証可能となるような透明性を確保したスキームにすることが必要と考えます。</li> </ul> <p>[光ファイバ回線の屋内配線工事について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者の依頼に基づき NTT 東西殿が実施する光ファイバ回線の屋内配線工事は、現在、利用者における工事の立会い等の利用者に係る負荷の観点も含めて、NTT 東西殿の B フレッツサービスと同等になるよう、NTT 東西殿と協議を行っているところです。【詳細は添付資料参考 4 を参照】</li> <li>具体的には、まずは B フレッツサービスと同様に、戸建てのユーザ宅に屋外光キャビネットを設置しない形態における屋内配線区間の明確化について協議を行っていますが、現状お互いの主張が対立しており、協議は平行線をたどっています。</li> <li>現状、中小規模の集合住宅において弊社共が直接ユーザの居室まで光ファイバ回線を提供</li> </ul>

章		意見
		<p>する場合、この集合住宅の外壁にキャビネットを設置せずに、宅内の共有部に小型の屋内用光キャビネットを設置して光ファイバ回線を引き込むケースがありますが、このケースでは、現行のNTT東西殿の接続約款において、屋外光スプリッタから屋内用光キャビネット(相互接続点)までの区間が光信号分岐端末回線の区間として扱われています。このため、弊社共では、戸建てのユーザ宅においても、屋外キャビネットを設置せずに屋内までの区間を含め、NTT東西殿が工事を行うという形態が認められるべきと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共では、本件について引き続き当事者間での協議を進める所存ですが、このまま協議の進展が見込めない場合、総務省殿におかれましては、適正かつ公正なルールの整備を推進していただきたいと考えます。</li> </ul>
(5)回線名義人情報の扱い	2)電話重畳型のDSLサービスに係るDSLサービスの利用者等からの申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共では、電話重畳型のDSLサービスに係るDSLサービスの利用者等からの申込みに関する検討が必要となった根本の原因は、NTT東西殿の回線名義人情報の正確性・最新性が確保されていなかったことにあると考えています。</li> <li>この問題を根本的に解決していくためには、現在NTT東西殿が実施している単なるユーザへの周知活動だけでは不十分であり、NTT東西殿は、より積極的に回線名義人情報の正確性・最新性の確保に向けた取り組みをなっていくべきです。この積極的な対応の具体例として、現在登録されている回線名義人に対してレター(契約者情報の正確性・最新性を確認するためのお伺い)を送付し、そのレターが届かなかった回線名義人について、適宜、調査・更新を実施する等の対応が考えられます。</li> <li>しかしながら、こうした取り組みを行ったとしても、回線名義人情報の正確性・最新性を完全に確保するには、相当な時間を要することが想定されるため、それまでの間、サービスを利用したいと希望するお客様に不便を生じさせないようにするためにも、電話重畳型におけるDSL</li> </ul>

章		意見
		<p>事業者名の申込スキームの実現に向けた検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在、このような認識の下、DSL 事業者名の申込スキームについては、賛同している接続事業者と NTT 東西殿との間で協議を行っているところですが、NTT 東西殿から提案されている申込みスキームは、ユーザに対して過度な負荷を強いることになりかねず、NTT 東西殿の提案どおり運用するのは困難と考えています。</li> <li>• 本件に関しては、今後も継続的に事業者間協議を行っていく所存ですが、総務省殿におかれましては、お客様に対して過度な負担(稼働面、料金面等)を強いていないか等、運用変更によるお客様への影響という観点を中心に、事業者間協議の動向について注視していただくとともに、事業者間における協議が進展しない場合は、最適な申し込みスキームの検討を総務省殿主導で行うことについても検討していただきたいと考えます。</li> <li>• また、DSL 事業者名の申込スキームの検討を行うこととなった根本の問題を解消するために、総務省殿におかれましては、NTT 東西殿に対して回線名義人情報の正確性・最新性の確保に向けた積極的な対応を実施するよう指導していただきたいと考えます。</li> </ul>
その他	NTT 東西殿による経路情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の中継ダークファイバの申込みスキームでは、NTT 東西殿から中継ダークファイバの提供可否のみが回答され、経路情報が含まれていないため、接続事業者は、複数の中継ダークファイバを利用した場合に、それらの中継ダークファイバについて異経路構成が確保されているかについて把握することができません。</li> <li>• 異経路構成の確保は、ネットワークの信頼性を向上させ、利用者が安心してサービスを受けられる環境を整えるために必須ですが、弊社共が NTT 東西殿から中継ダークファイバを借りて異経路を確保していると考えていた区間において、過去に道路掘削工事等によりケーブルの切断事故が発生した際にサービス断が生じ、そのときにはじめて、実際は異経路構成にな</li> </ul>

章	意見
	<p>っており同一ケーブルに収容していたこと等が判明するといった事例がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような状況では、接続事業者が当初想定していた以上の事故になってしまう等、安定的なサービス提供に支障を及ぼす可能性があることから、接続事業者が異経路構成を確保可能となるよう、NTT 東西殿は経路情報の開示を行うべきと考えます。</li> <li>この経路情報の開示に関しては、既に NTT 東西殿と協議を行っており、現在のところ、「同一ケーブルに収容されているかどうかは調査可能」とNTT 東西殿から回答をもらっている状況です。</li> <li>しかしながら、弊社共では、「同一ケーブルに収容されているか否か」の情報だけでは、異経路構成を確保する上では不十分であり、ケーブルが敷設されているルートに関する情報も必要と考えています。ここで言うルートに関する情報としては、例えば、ケーブルが経由しているビルの情報や、同一の起点と終点間で利用しているケーブルの重複区間とその距離に関する情報等が該当し、これらの情報開示についても弊社共から NTT 東西殿に要望しています。 【詳細は添付資料参考 5 を参照】</li> <li>弊社共が要望しているこれらの追加情報については、NTT 東西殿からはセキュリティの問題等から「開示は困難」との回答を得ているところですが、弊社共では、このセキュリティの問題は、NTT 東西殿が厳格に取り扱いたい情報を特定し、その情報については、NTT 東西殿のセキュリティ条件に即した守秘義務契約を当事者間で締結することにより解消可能と考えています。</li> <li>このように、弊社共では、NTT 東西殿から経路情報を開示してもらうための課題は解消可能と考えていますが、当事者間の協議ではこれ以上の進展が見込めないことから、経路情報の開示に関して総務省殿主導でルール整備を推進していただきたいと考えます。</li> </ul>

章	意見
<p>局舎コロケーションの利用効率の向上に向けた運用の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在のコロケーションルールは、接続事業者各社毎にコロケーションの申込みを行い、それぞれの事業者が自社の借用スペース内に設備を設置していますが、NTT 東西殿の局舎スペースも限られていることから、局舎スペースの更なる有効利用について検討すべきと考えます。</li> <li>● 具体的には、例えば、局舎スペースの空きがないケースでも、新たにコロケーションを希望する事業者が利用できるよう、既にラックを設置している接続事業者と新たにコロケーションを希望する接続事業者との間での合意できれば、その既設のラックを共用可能にすべきと考えます。【詳細は添付資料参考 6 を参照】</li> <li>● このため、総務省殿におかれましては、コロケーションの効率的な運用を実現するために、複数事業者による局舎スペースの共用を実施可能とするルール整備を推進していただきたいと考えます。</li> <li>● なお、こうした局舎スペースの有効利用は、NTT 東西殿の設備設置に対しても有益であると考えられることから、NTT 東西殿もこのルール整備に積極的に関与していただくことを要望します。</li> </ul>
<p>ドライカットパ接続料に係る新たなメニュー追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社共が提供している FTTR サービスは、以下の観点から、ブロードバンドサービスの普及に大きく寄与するものであり、お客様に FTTR サービスを早期に利用してもらうことができるよう、ドライカットパ接続料に係る新たなメニューの設定を要望します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 既存のメタル回線や屋内メタル配線をそのまま利活用することが可能であり、光ファイバが加入者宅まで引き込まれていないお客様に対しても、FTTH サービスと同等速度のブロードバンドサービスを提供することが可能。</li> <li>- 既存のメタル回線等をそのまま利活用することが可能なため、FTTH サービスよりも、早期にお客様へのブロードバンドサービスを提供することが可能。</li> </ul> </li> </ul>

章	意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的には、弊社共で提供している FTTR サービスは、局舎～き線点まで(上部)の区間は光ファイバ回線を利用し、き線点～利用者宅まで(下部)の区間はメタル回線を利用する設備構成をとっています。一方、現在、NTT 東西殿が提供しているドライカップ接続料は、局舎～利用者宅の区間として設定されており、FTTR サービスで利用しない局舎～き線点までの上部区間のコストも負担している状況にあります。このため、FTTR サービスの設備構成に合わせ、き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料(下部区間)を新たに設定していただくことを希望します。【詳細は添付資料参考 7 を参照】</li> <li>● このドライカップ接続料における下部区間のアンバンドル料金が実現されると、コスト負担の適正化が図られることになり、利用者に負担していただくコストを低減化することができるものと考えます。</li> <li>● なお、現在、メタル回線から光ファイバ回線への移行に伴い、メタル回線の需要減少が進むことで、ドライカップ接続料水準の上昇が懸念されていますが、FTTR サービスは既存のメタル回線を有効利用し、メタル回線の新たな需要を創出するものであり、ドライカップの接続料の上昇を抑制する効果を創出するサービスであると考えます。</li> </ul>

以上

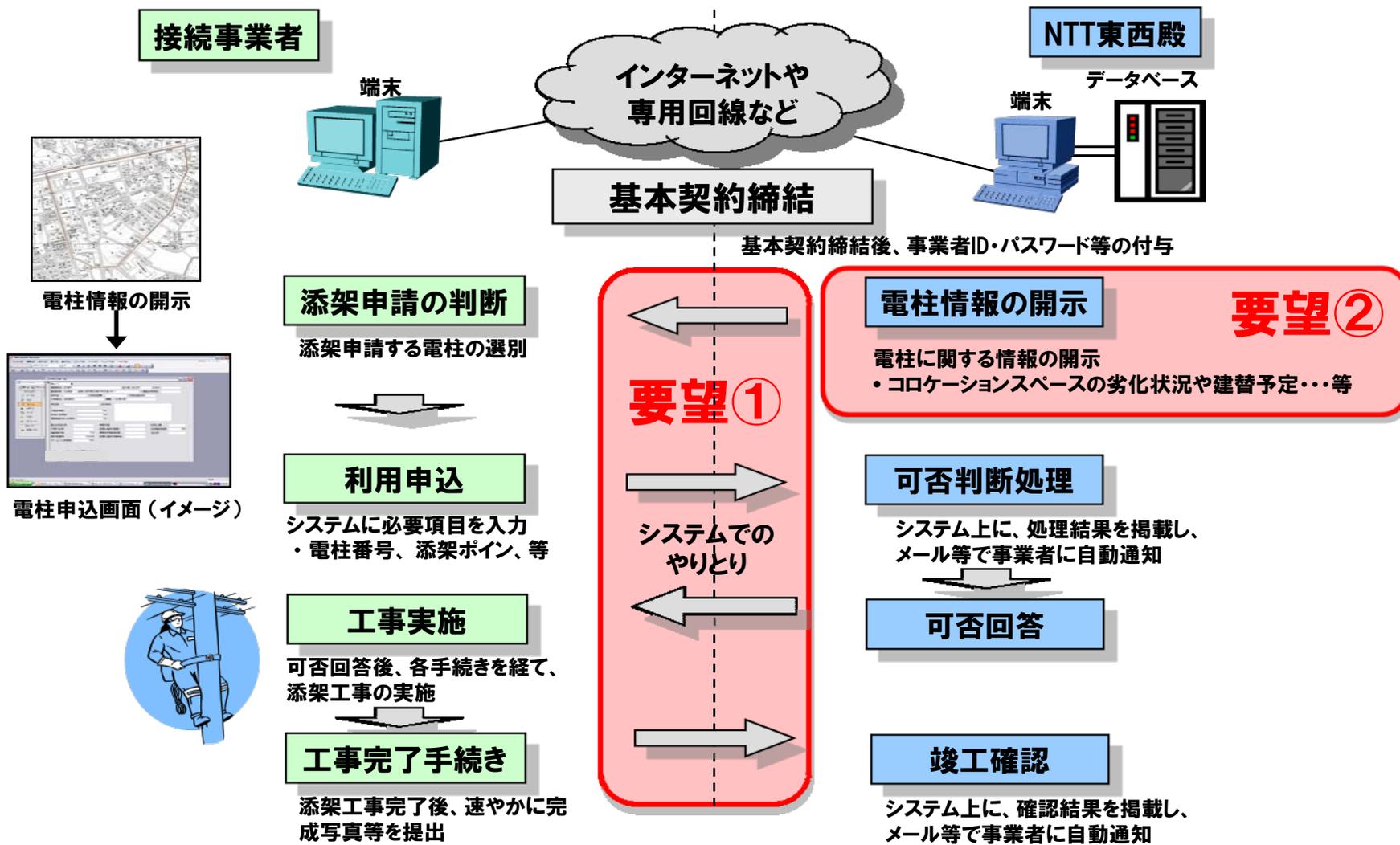
## **【添付資料】**

**コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する  
検証結果(案)に関する弊社意見書**

## 要望事項:電柱添架申請手続きのシステム化を要望

このシステム化に併せて、以下の対応も要望

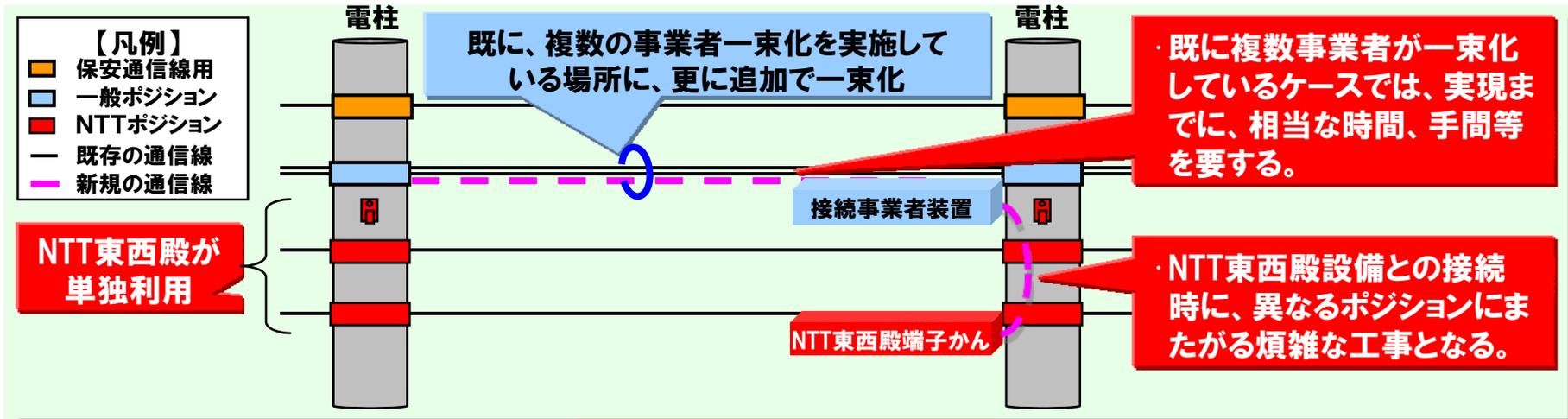
- ① 紙ベースでの申込みや契約書以外の押印書類の提出を原則不要
- ② 電柱情報(不良電柱情報、建替計画等)を事前に開示



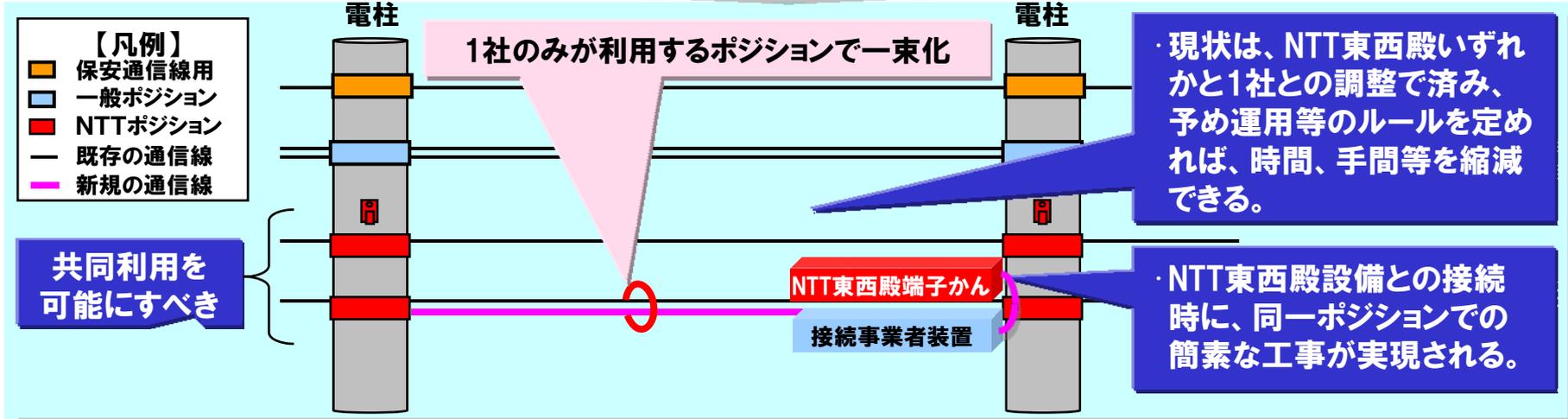
# 【参考2】電柱添架ポジションについてイメージ図

以下の主な理由により、NTT東西殿との一束化の実施が必要

- ・ 一般ポジションは多くのケースで、複数の事業者との調整に時間等を要するため
- ・ NTT東西殿の設備と同一のポジションで接続することで、柱上工事の簡素化等が図れるため

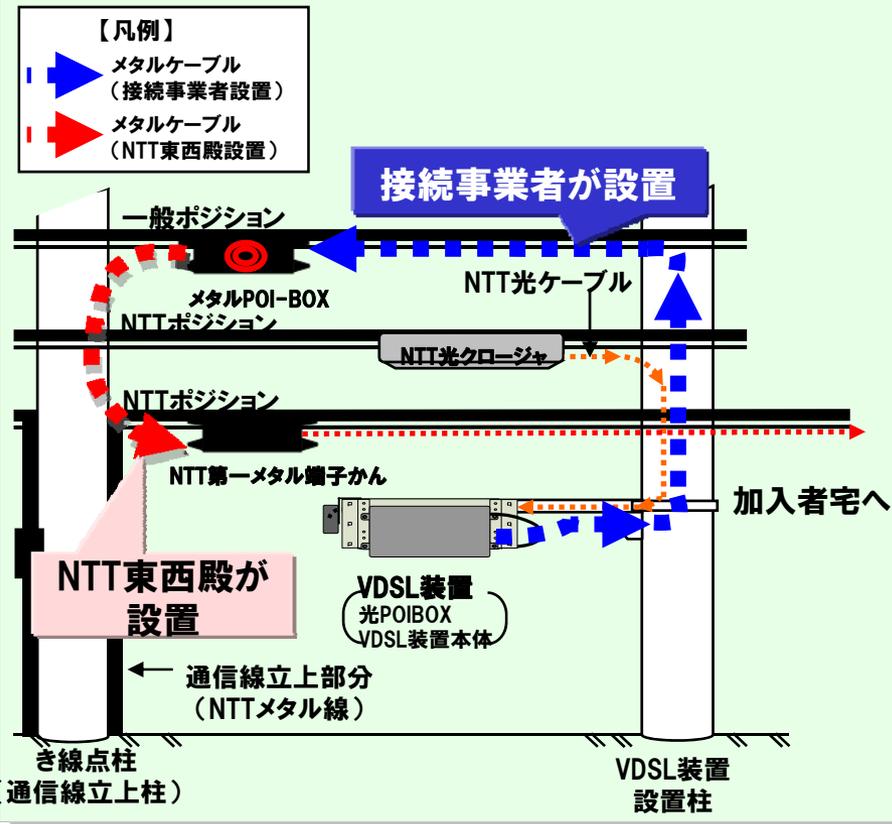


## NTT東西殿との一束化



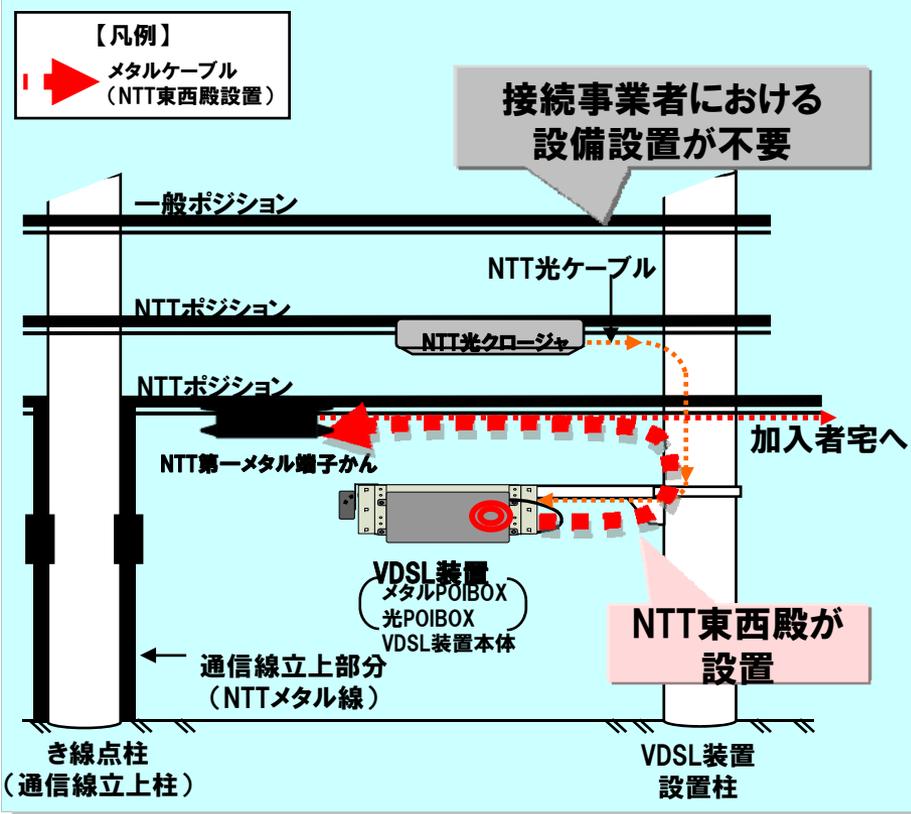
VDSL装置の接続においては、一束化の問題を回避するために、隣接柱までのメタルPOIケーブル延伸が有効

現在の標準的な接続構成



- 【主な課題】**
- 既に複数事業者が一束化している場合、相当な時間を要する
  - 一般ポジションとNTTポジションにまたがった、煩雑な工事が発生する
  - NTT東西殿との接続に複数の電柱を利用する

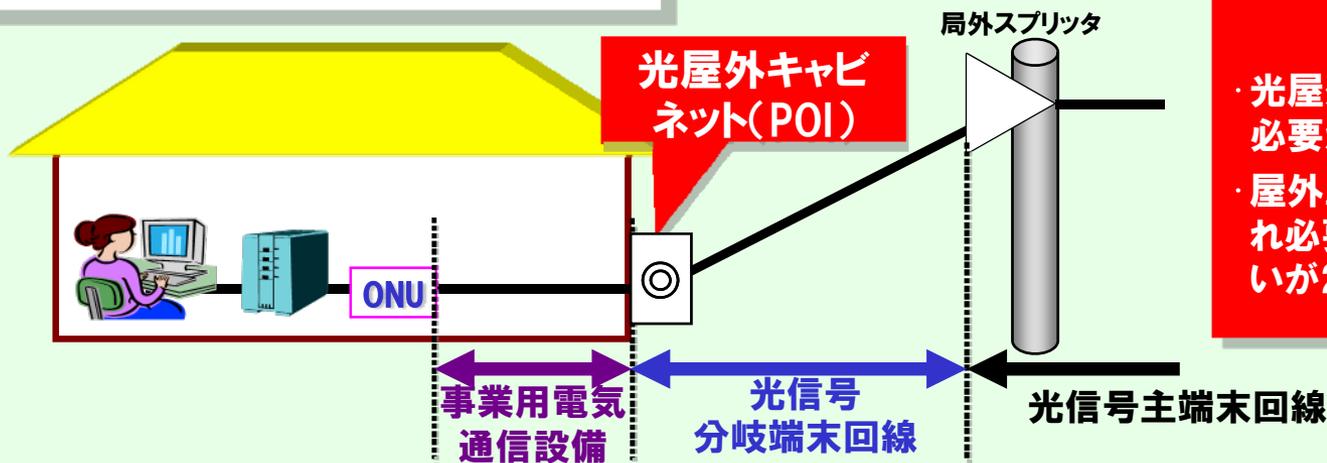
メタルPOIケーブルの延伸



- 【主な改善点】**
- 他の事業者との一束化が不要となり、一束化に係る課題が回避できる
  - 一般ポジションとNTTポジションをまたがる工事が発生しない
  - VDSL装置を設置する電柱のみの利用で済む

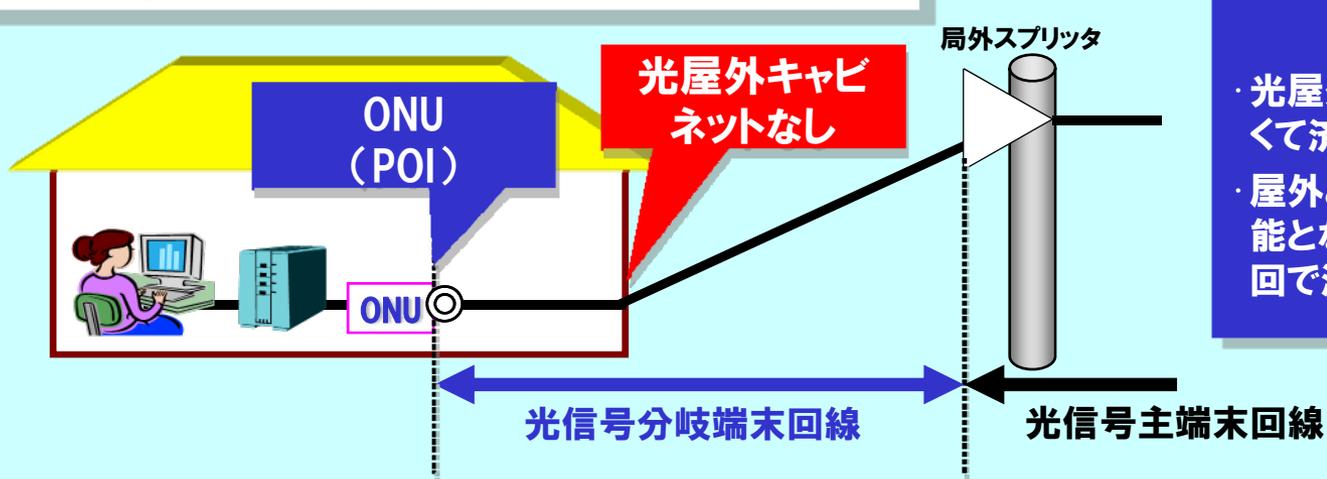
## 接続事業者が、NTT東西殿のBフレッツサービスと同等に、 光ファイバ回線の屋内配線工事を行うためのルール整備が必要

### 現状の接続事業者の接続形態



- 【主な課題】**
- ・光屋外キャビネットを設置する必要がある。
  - ・屋外工事と屋内工事がそれぞれ必要となり、お客様の立会いが2回必要となる。

### 弊社が要望する接続形態(Bフレッツと同等)



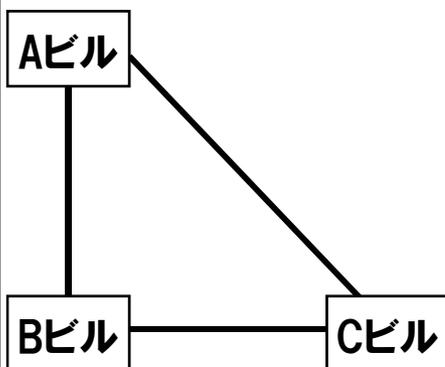
- 【主な改善点】**
- ・光屋外キャビネットを設置しなくて済む。
  - ・屋外と屋内の一貫工事が可能となり、お客様の立会いも1回で済む。

## 【参考5】 経路情報の必要性について

中継データファイバの起点ビルと終点ビルの情報だけでは、  
実際の経路が把握できず、経路に関する追加情報が必要

## 【申込】

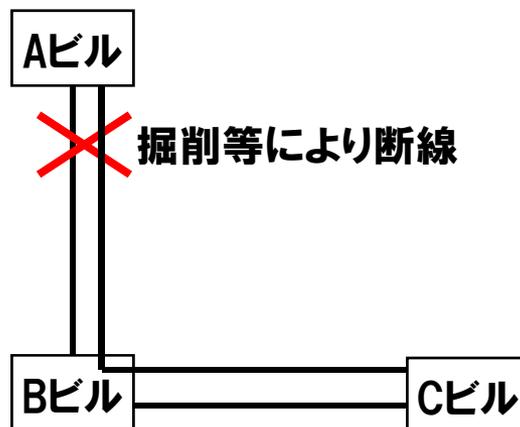
(イメージ)



申込 区間	起点 ビル	終点 ビル
1	A	B
2	B	C
3	A	C

## 【実態例】

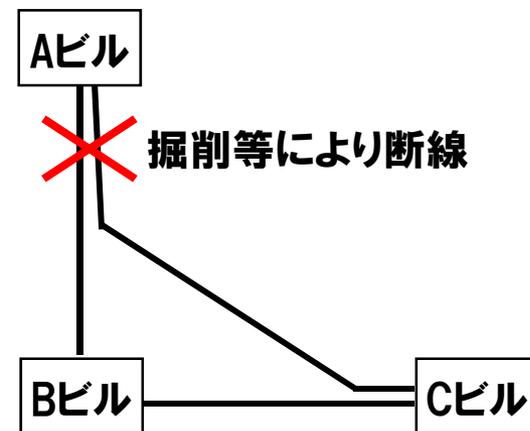
経路ビル名情報が必要な例



サービス断

サービス断

区間ACは実はBビルを経由しており、  
区間ABと同一の管路・ケーブルに  
収容されている。

重複区間・その距離の  
情報が必要な例

サービス断

サービス断

区間ACは実は途中まで区間ABと同一  
の管路・ケーブルに収容されている。

局舎コロケーションの有効利用に向けた取り組みを行なうべき

【現行】

接続事業者既設ラック

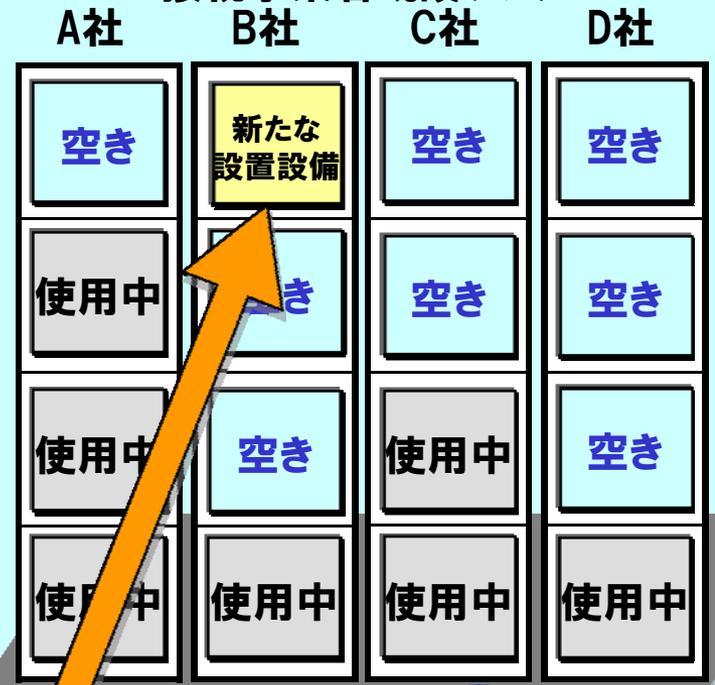


E社用の局舎スペースが必要  
↓  
局舎スペースに空きがない  
場合は設置不可



【複数事業者による共用例】

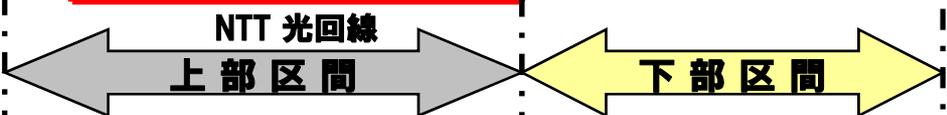
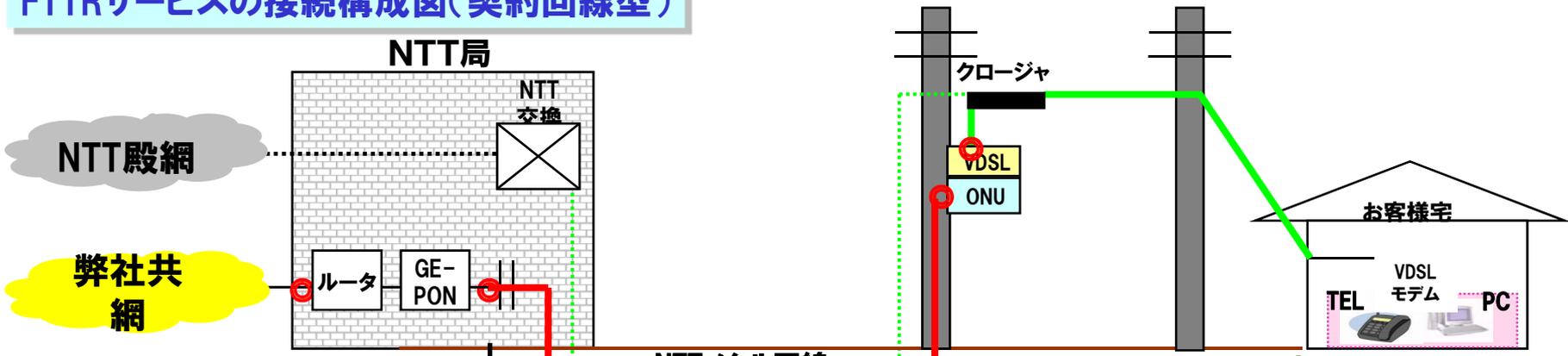
接続事業者既設ラック



E社用の局舎スペースは不要  
↓  
局舎スペースが空いてなくても、  
条件が整えば設置可(B社ラック共用)

FTTRサービスの接続構成にあわせた  
ドライカットパ接続料(下部区間)を新たに設定することが適当

FTTRサービスの接続構成図(契約回線型)



適用される接続料

現状



利用しない区間も負担してしまう

見直し案

